

標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

国土交通省

トラック運送事業における適正運賃・料金の収受に向けて、運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで待機時間料及び付帯業務料を収受しやすいよう、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）が一部改正され、平成29年11月4日から施行されました。

今般、商法及び国際海上物品運送の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されることを踏まえ、現行の標準貨物自動車運送約款の一部が改正されることとなりました。

現在、平成29年11月改正の標準貨物自動車運送約款を適用されている会員事業者は今回の改正での岡山運輸支局への変更手続き等は一切必要ありません。

ただし、岡山県トラック協会のホームページから標準貨物自動車運送約款(A3版)又は、標準貨物自動車運送約款(冊子版)をダウンロードされ**4月1日**から店頭での再掲示をお願いします。

なお、おかやまトラック輸送情報誌5月号に改めて標準貨物自動車運送約款(紙ベースA3版)を同封いたします。